

新発田市地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者 業務委託仕様書

1 目的と概要

新発田市では、人口減少や少子高齢化の進展を見据え、新たな地域の担い手として 3 大都市圏から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、事業継続及び雇用の維を図るため、地域おこし協力隊員（以下、「隊員」という。）と民間企業等（以下、「受入事業者」という。）が連携することで、将来的な隊員の定住・定着を目指します。

2 委託業務の対象事業

(1) 事業承継に関する活動

3 受入事業者の責務

次のことに対応いただきます。

- (1) 隊員の雇用に関すること
- (2) 隊員候補者の選定に関すること
- (3) 隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ
- (4) 隊員活動に必要な情報収集
- (5) 隊員の地域への定住サポート
- (6) 隊員の日常生活に関する助言や相談
- (7) その他隊員の円滑な地域協力活動のための必要な事項

4 委託契約期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。ただし、隊員の任期内において、通算 3 年を限度に 1 年ごとに再委託できるものとします。

5 委託契約金額

- (1) 1 隊員あたり、5 2 0 万円／年（消費税及び地方消費税を含む）
を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える場合、流用は認められません。

【内訳】

報償費(人件費)	3 2 0 万円
活動に関する経費（活動費）	2 0 0 万円

※受入事業者の資産形成となる備品等の購入は不可

※年度途中に雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割り・日割りにより計算します。（1, 0 0 0 円に満たない場合は切り捨てる）

- (2) 金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）の財政措置額を財源とするものであり、同要綱の改正が行われた場合は、金額に変更が生じることがあります。

6 隊員の活動に関する対象経費 【活動費】

別表「対象経費一覧」のとおり

7 隊員の活動条件

- (1) 隊員と共同で活動計画書（様式第1号）を作成し、市に提出すること。
- (2) 隊員の1活動時間は7時間45分、原則として週38時間45分を基準として、隊員と受入事業者が協議のうえ定めてください。
- (3) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守してください。
- (4) 隊員が、地域協力活動に支障がない範囲において、受入事業者の許可を得て副業等ができるよう調整してください。

8 隊員の活動報告

- (1) 毎月の本業務終了後、翌月5日までに新発田市地域おこし協力隊活動月報（様式第2号）を作成し、監督者が確認のうえ、市長に提出してください。ただし、3月の活動に係る報告については、同月31日までに行うものとします。
- (2) 活動報告の作成は原則として隊員が行いますが、受入事業者は内容の確認を行うとともに、期限内の提出にご配慮ください。
- (3) 委嘱期間の途中で退任したとき、又は解雇されたときは、(1)の書類と合わせて、次項の実績報告に関する書類も提出してください。

9 実績報告書

委託業務が完了した際には、以下の書類を作成し、提出してください。

- (1) 新発田市地域おこし協力隊活動年報（様式第3号）
- (2) 実績報告書（様式第4号）
- (3) 決算報告書（様式第5号）
- (4) 収支状況が確認できる書類
- (5) その他市町が必要と認められる書類

10 委託料の支払

委託料の支払いは、精算払いを原則としますが、市長が受入事業者と協議し、適当と認めたときは、委託料の一部を前金払により支払うことができるものとします。

1 1 会計処理等

委託料の会計処理については、次のとおり対応してください。

- (1) 独立した口座を開設してください。
- (2) 専用の帳簿(任意様式)を設け、費用区分に従い処理してください。
- (3) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存してください。
- (4) 委託業務に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務完了年度翌年度から5年間保存してください。

1 2 協議

本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、市と協議のうえ進めることとします。

別表

新発田市地域おこし協力隊隊員の活動に関する対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
福 利 厚 生 費	社会保険、雇用保険、労災保険等	健康診断料、慶弔見舞金
住 宅 費	家賃等※	光熱水費、共益費、敷金礼金
報 償 費	司会、講師、協力者等に対する謝礼	記念品代
旅 費	隊員の研修旅費	隊員の日常的交通費
消 耗 品 費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費	個人に帰属する物品の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷、コピー代	
通 信 運 搬 費	インターネット利用料、携帯電話使用料など（月額上限 5,000 円）	隊員の日常的通信運搬費
手 数 料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
保 険 料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料	
委 託 料	業務委託料及び設計等委託料	契約書のない委託料
自 動 車 借 上 料	【自家用車の借上】「新発田市職員私有自動車公務使用規程」に準じた額（燃料費込みで走行距離 1km につき 22 円） 【自動車リース】実費	自動車の走行経路・距離を記録 ※していない場合 ※任意様式で可
使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料	
燃 料 費	活動で使用する自動車の燃料	
原 材 料 費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
備 品 購 入 費	備品の購入費	個人に帰属する備品の購入費
そ の 他	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費	

（注）上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。

なお、必要経費については事前に協議の上、市が認める範囲の額に限るものとする。

※物件の所在地が人口集中地区の範囲内である場合 上限月額 60,000 円以内

物件の所在地が人口集中地区の範囲外（中山間地）である場合 上限月額30,000円以内